

岡 崎 文 化 協 会 規 約

昭和 50 年 12 月 5 日制定
昭和 62 年 4 月 25 日改正
平成元 年 4 月 30 日改正
平成 3 年 4 月 20 日改正
平成 7 年 4 月 22 日改正
平成 12 年 4 月 15 日改正
平成 13 年 4 月 21 日改正
平成 24 年 4 月 14 日改正
令和 3 年 4 月 23 日改正
令和 6 年 4 月 20 日改正

(名 称)

第 1 条 この会は岡崎文化協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 協会は、事務所を岡崎市役所内に置く。

(目 的)

第 3 条 協会は、岡崎市内の文化団体相互の親睦及び交流をはかるとともに、その自主的な文化活動を助長し、広く市民文化の向上に寄与することを目的とする。

(組 織)

第 4 条 協会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員として前条の目的に賛同する個人及び団体
- (2) 賛助会員として前条の目的に賛同し、後援する個人及び団体

(事 業)

第 5 条 協会は目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 正会員相互の連絡協議
- (2) 正会員の育成援助
- (3) 全市的文化事業の実施
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(部 会)

第 6 条 協会に次の部会を置く。

- (1) 美術部会
- (2) 文化部会
- (3) 芸能部会

2 正会員は、前項いずれかの部会に属する。

(名誉会長)

第 7 条 協会に名誉会長を置き、岡崎市長をもって充てる。

(役 員)

第 8 条 協会に次の役員を置く。

会長 1 人、副会長 2 人、理事若干名、書記 1 人、会計 1 人、監事 2 人、機関誌編集局長 1 人。

(役員を選出)

第9条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は理事の中から選出する。
- (2) 理事は、部会より選出する。
- (3) 書記、会計、監事、機関誌編集局長は、理事会において推薦し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、必要な事項を審議する。
- 4 書記は、協会の事務を処理する。
- 5 会計は、協会の会計を掌る。
- 7 監事は、会計を監査する。
- 8 機関誌編集局長は、協会機関誌を編集する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も次期役員が就任するまでその職務を継続するものとする。

(顧問及び参与)

第12条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が推薦し、理事会の承認を受けるものとする。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、参与は、会長のもとめに応じ事業に参画する。

(会議)

第13条 協会の会議は、総会、理事会及び執行役員会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成し、年一回開くことを原則とする。ただし必要により臨時に開催することができる。
- 3 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 規約の変更
 - (2) 役員承認
 - (3) 事業計画と予算の決定
 - (4) 事業報告と決算承認
 - (5) その他重要事項
- 4 理事会は、役員をもって構成し、必要に応じ随時開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 会長及び副会長の選出
 - (2) 事業の企画
 - (3) その他運営に関する必要な事項
- 5 執行役員会は、会長、副会長、書記、会計、監事、各部長、副部長及び機関誌編集局長をもって構成する。なお、必要に応じ随時開催し、協会に必要な事項を審議する。
- 6 会議は、会長が招集する。
- 7 会議は、半数以上の出席で成立し、議案は出席者の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、会長が決するところによる。

(会 計)

第 14 条 協会の事業に要する経費は、次の費用をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

2 協会の会計の中に特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 15 条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第 16 条 この規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て行う。

(委 任)

第 17 条 この規約の実施について必要な事項は、理事会の議決を得て別に規定を定める。

附 則

1 この規約は令和6年4月20日から施行する。

岡崎文化協会規約実施規定

昭和 50 年 12 月 5 日制定	平成 12 年 4 月 15 日改正
昭和 58 年 6 月 11 日改正	平成 13 年 4 月 21 日改正
昭和 60 年 6 月 16 日改正	平成 20 年 2 月 19 日改正
昭和 62 年 4 月 25 日改正	平成 29 年 3 月 1 日改正
平成元 年 4 月 30 日改正	平成 30 年 2 月 28 日改正
平成 2 年 4 月 21 日改正	平成 31 年 2 月 27 日改正
平成 3 年 4 月 20 日改正	令和 3 年 3 月 26 日改正
平成 7 年 4 月 22 日改正	令和 6 年 4 月 20 日改正

第 1 条 岡崎文化協会規約（以下「規約」という。）第 17 条の規定により必要な事項を定めるものとする

第 2 条 協会に加入しようとする個人又は団体は、会長又は部会長の承認を得て様式第 1 号による加入届を、脱退しようとする個人又は団体は、様式第 2 号による脱退届を会長に提出しなければならない。

2 登録内容を変更しようとする個人又は団体は、会長に変更を届出なければならない。

第 3 条 規約第 6 条に規定する部会に次の役員を置く。

部 会 長 1 人
副 部 会 長 2 人
委 員 若干人

第 4 条 規約第 9 条第 2 号に規定する理事の人数は次のとおりとする。

- (1) 美術部会 9 人以内
- (2) 文化部会 12 人以内
- (3) 芸能部会 22 人以内

第 4 条の 2 規約第 9 条第 1 号及び第 3 号に規定する会長、副会長、書記、会計、監事、機関誌編集局長の候補者推薦は、選考委員会により行う。

2 選考委員は各部会長及び副会長でもって組織する。

第 5 条 協会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人の正会員 年額 5,000 円
- (2) 団体の正会員 年額 10,000 円
- (3) 個人の賛助会員 年額 3,000 円
- (4) 団体の賛助会員 年額 10,000 円

2 正会員が、12 月末までに当該年度分の会費を納入しないときは、退会の意思表示をしたものとみなす。

3 賛助会員が、12 月末までに退会の意思を示さなかった場合、次年度についても賛助会員継続の意思表示をしたものとみなす。

4 新たに協会に加入した正会員の加入金は、団体 10,000 円、個人 5,000 円とする。

5 新たに協会に加入した正会員は、前項の加入金及び第 1 項の年会費を納入した後でなけれ

ば、正会員としての活動ができないものとする。

6 協会を退会した個人又は団体が再度加入する場合、加入金は不要とする。

第6条 前条第1項の会費は、総会の議決により、その一部を特別会計として積み立てることができる。

第7条 部会長は、必要により部会に属する正会員による代表者会議と役員会を招集することができる。

2 規約第8条に規定する会長及び副会長は、部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

第8条 規約第13条の規定による会議の成立に必要な定足数は委任状を認めるものとする。

附 則

1 この規定は令和6年4月20日から施行する。

岡崎文化協会慶弔規定

昭和62年4月25日制定
平成3年4月20日改正
平成12年4月15日改正

区 分	該 当 者	内 容
死 去	役 員 加盟団体代表者	生花一对、香典10,000円
	県内文化協会長	弔 電
入 院 (1か月以上)	役 員 加盟団体代表者	見 舞 金 5,000円

・上記の規定以外については、会長が決定するものとする。